

## 八王子市自主防災組織に対する感染症防止対策の資器材助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う感染危険に対し、八王子市内の自主防災組織に感染症防止対策の資器材を助成することで、自主防災組織の防災活動に伴う感染症感染の防止を目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「自主防災組織」とは、原則として町会・自治会を主な単位とし、防災のため地域の住民により自主的に組織され、八王子市長に届出のあった組織(以下「組織」という。)をいう。

### (資器材の助成)

第3条 各組織への資器材の助成は、次のとおりとする。  
令和2年度及び令和元年度以前に結成した組織に対し、当該要綱に基づき令和2年度事業として感染防止対策の資器材を助成する。

### (資器材の助成方法及び種類)

第4条 各組織への資器材の助成は、現物支給とする。  
2 この要綱に基づき市が助成する資器材の種類及び配布基準は別表に定めるものとする。

### (助成の決定及び通知)

第5条 市長は、前4条第2項に基づき、感染症防止対策に係る八王子市自主防災組織資器材助成決定通知書(様式第1号)により、組織の代表者にその旨を通知するものとする。

### (受領)

第6条 組織の代表者は、前条の助成決定を受け、資器材を受領したときは、直ちに品名、数量等を確認し、感染症防止対策に係る八王子市自主防災組織資器材受領書(様式第2号)を、遅滞なく市長に提出しなければならない。

### (組織の責務)

第7条 組織及び組織の代表者は、次に掲げる活動を行わなければならない。  
一 災害時には助成資器材を活用し、感染症感染の防止に努めること。  
二 助成資器材の定期的な点検を行うこと。  
三 助成資器材を活用した自主的な防災訓練を行うこと。  
四 八王子市で行う防災訓練及び防災に関する諸行事に積極的に参加すること。

### (資器材の利用)

第8条 各組織は、助成を受けた資器材を適正に管理し、防災活動に有効に利用するものとする。

## 附 則

この要綱は、令和2年(2020年)7月1日から施行する。

別表（第4条第2項関係）

組織構成世帯数	衛生手袋（双）	感染症防止対策 セット（個）	活動用手袋（双）
～100	100	2	16
101～200	200		
201～300	300		
301～400	400		
401～500	500		
501～600	600		
601～700	700		
701～800	800		
801～900	900		
901～1,000	1,000		
1,001～1,100	1,100		
1,101～1,200	1,200		
1,201～1,300	1,300		
1,301～1,400	1,400		
1,401～1,500	1,500		
1,501～1,600	1,600		
1,601～1,700	1,700		
1,701～1,800	1,800		
1,801～1,900	1,900		
1,901～2,000	2,000		
2,001～2,100	2,100		
2,101～2,200	2,200		
2,201～2,300	2,300		
2,301～2,400	2,400		
2,401～2,500	2,500		
2,501～	2,600		

注 令和元年度以前に結成した組織構成世帯数については、令和2年4月1日現在の構成世帯数を基準とする。令和2年度に結成した組織は、自主防災組織結成（変更）届出書に記載の構成世帯数を基準とする。

(様式第1号)

2八安防発第 号  
令和 年 月 日

【団体番号】

【組織名】 様

八王子市長 石 森 孝 志

感染症防止対策に係る八王子市自主防災組織資器材助成決定通知書

このことについて、八王子市自主防災組織に対する感染症防止対策の資器材助成要綱に基づき、下記のとおり助成することを通知します。

記

1 目的

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う感染危険に対し、八王子市内の自主防災組織に感染症防止対策の資器材を助成することで、自主防災組織の防災活動に伴う新型コロナウイルス感染症感染の防止を目的とします。

2 助成品目

品名	数量
感染症防護対策セット	個
衛生手袋	箱
活動用手袋	双

(様式第2号)

団体番号〇〇〇

感染症防止対策に係る八王子市自主防災組織資器材受領書

八王子市長 石 森 孝 志 殿

No	品名	数量
1	感染症防護対策セット	箱
2	衛生手袋	個
3	活動用手袋	双

上記のとおり受領しました。

令和 年 月 日

組織名 \_\_\_\_\_

受領者(自署) \_\_\_\_\_